

令和 7 年度

事業計画



赤十字の基本原則

人道 赤十字は、戦場において差別なく負傷者に救護を与えたいという願いから生まれ、あらゆる状況下において人間の苦痛を予防し軽減することに、国際的及び国内的に努力する。その目的は生命と健康を守り、人間の尊重を確保することにある。赤十字は、すべての民間の相互理解、友情、協力及び堅固な平和を助長する。

公平 赤十字は、国籍、人種、宗教、社会的地位または政治上の意見によるいかなる差別をもしない。赤十字はただ苦痛の度合いにしたがって個人を救うことに努め、その場合もっとも急を要する困苦をまっさきに取り扱う。

中立 すべての人からいつも信頼を受けるために、赤十字は、戦闘行為の時いずれの側にも加わることを控え、いかなる場合にも政治的、人種的、宗教的または思想的性格の紛争には参加しない。

独立 赤十字は独立である。各国赤十字社は、その国の政府の人道的事業の補助者であり、その国の法律に従うが、常に赤十字の諸原則に従って行動ができるよう、その自立性を保たなければならない。

奉仕 赤十字は、利益を求める奉仕的救護組織である。

単一 いかなる国にもただ一つの赤十字社しかありえない。赤十字社は、すべての人々に門戸を開き、その国の全領土にわたって人道的事業を行わなければならない。

世界性 赤十字は世界的機関であり、その中においてすべての赤十字社は同等の権利を持ち、相互援助の義務を持つ。

赤十字運動標語

人間を救うのは、人間だ。

Our world. Your move.

目 次

I 支 部 事 業	1
1 災害救護体制の整備	2
(1) 医療救護要員の養成	2
(2) 防災ボランティアの養成	2
(3) 救護装備の充実	2
(4) 救護訓練	2
(5) 救援物資等の備蓄と配付	3
(6) 義援金受付窓口の開設	3
(7) 一般救護の実施	3
(8) 「ACTION ! 防災・減災」の更なる推進	3
(9) 赤十字看護師（救護員）の養成	3
2 救急法・健康生活支援講習等の普及	4
(1) 各種講習会の開催（支部主催）	4
(2) 指導員の派遣	5
(3) 指導員の研修	5
(4) 指導員の養成	5
(5) 講習普及重点ターゲットの設定	5
(6) 各種イベントにおける救急法等講習事業のPR	5
3 赤十字奉仕団活動の推進	6
(1) 地域赤十字奉仕団の活性化と結成の促進	6
(2) 赤十字ボランティアの研修	6
(3) 特別奉仕団の育成	6
(4) ボランティア活動のネットワーク化	7
(5) チャリティーバザーの実施	7
(6) 『ACTION ! 無病息災プロジェクト』の更なる推進	7

4 青少年赤十字活動の推進	7
(1) 青少年赤十字（JRC）活動の活性化	8
(2) 指導体制の強化と活動内容の充実	8
(3) リーダーシップ・トレーニング・センターの充実	8
(4) 国際理解・親善事業の実施	8
(5) 「児童・生徒のための BLS 短時間プログラム」の実施	9
(6) 防災教育の推進	9
5 赤十字国際活動の推進	9
6 赤十字思想の普及と会員・活動資金（社資）の増強	10
(1) 赤十字運動月間における広報活動	10
(2) 年間を通じた広報・企画	11
(3) 赤十字活動資金（社資）の募集	11
(4) 企業との協働活動の取り組み強化	12
(5) 石川県日赤紹綏有功会による支援強化	12
II 医療事業	13
1 経営基盤の強化	14
2 安全・安心な医療提供体制及び人材育成の推進	14
3 地域に親しみやすい病院づくり	14
III 血液事業	15
1 安全な血液製剤の安定供給	15
2 献血者の安定的確保	16
3 効率的な事業運営	18
4 持続可能な血液事業（事業の活性化）の推進	19
5 造血幹細胞事業の推進	19

I 支 部 事 業

日本赤十字社は、世界 191 カ国の国際赤十字の一員として、ウクライナやイスラエル・ガザでの人道危機をはじめとする武力紛争や世界各地で発生している自然災害などで苦しむ人々に対して、医療救援や食糧支援、復興支援活動等を行い、開発途上国に対しては、災害対策、保健医療等への協力事業などの開発協力をを行っています。

一方、国内においては地球温暖化などの気候変動による自然災害が各地で発生しており、日本赤十字社では、各県支部との連携のもと、救援物資の配分、医療救護班やこころのケア班の派遣、義援金募集などを実施してきました。

石川県内では、令和 6 年 1 月 1 日に発生した地震が最大震度 7 を観測し、未曾有の大災害となりました。また、9 月 21 日には奥能登地域を中心に記録的な大雨となり、復旧・復興の途上にあった被災地で、元日の地震から八ヶ月余しか経過していない中、またしても多くの住民が避難生活を余儀なくされました。石川県支部では、地震の発災直後に石川県支部災害対策本部を立ち上げ活動を開始し、医療救護活動にはじまり、こころのケア班の派遣、ボランティア活動、救援物資の提供などの様々な支援活動を行ってまいりました。12 月中旬をもって災害対策本部は解散しましたが、ボランティア活動などを通じて、被災地に寄り添い、支える活動を継続しております。石川県支部では、今後もいつどこで起きるかもしれない災害に備え、災害救護体制の強化や救援物資の充実を図るとともに、地域への防災・減災活動にも積極的に取り組んで参ります。

救急法をはじめとする講習普及事業については、通常の対面講習に加え、IT を活用したオンライン講習を定期的に開催するなど、受講者のニーズに対応した講習を行ってきました。北陸新幹線の敦賀延伸等に伴う、外国人観光客の増加に対応して、観光関連業や外国人を対象とした講習の拡充にも取り組んでまいります。

赤十字奉仕団等ボランティアによる地域福祉活動、青少年赤十字活動などについては、少子高齢化社会など地域課題の解決に向けて、会員をはじめ、県民の皆様のご理解とご協力を得ながら必要な事業に取り組み、住民、企業、行政、赤十字の 4 者が緊密に連携しながら、奉仕団及び青少年赤十字活動の充実強化を図ることとしております。

石川県支部では、これらの赤十字事業を円滑に推進するため、広報活動等を通じて、広く県民の皆様に赤十字への理解を深めていただくとともに、活動資金となる社資の安定確保に努め、日本赤十字社本社や各都道府県支部、また、県内各地区・分区と密接な連携を図りながら、以下のとおり事業に取り組むものとします。

1 災害救護体制の整備

災害救護活動は赤十字本来の使命に根ざした活動であり、また、災害対策基本法、災害救助法等により防災関係機関として指定されていることから、災害発生時において、医療救護活動、赤十字ボランティアによる救援活動、救援物資の配付、義援金の受付け等を迅速かつ円滑に実施できるよう、体制の整備を図る。

(1) 医療救護要員の養成

救護班の看護師や主事として登録される事務職員等を対象に、災害救護に関する知識・技術の向上や意識の高揚を図るため「救護班要員研修Ⅰ」を実施する。

また、災害発生時に設置される災害救護実施対策本部の運営方法の確認及び本部業務に従事する要員の資質向上、日赤災害医療コーディネートチームとの連携を図るため、「支部災害対策本部運用訓練」を実施する。

さらに、本社等が開催する「日赤災害医療コーディネート研修」「こころのケア指導者養成研修」「救護班要員研修Ⅱ」に各要員を参加させ、より高度な知識・技術の習得を図る。

(2) 防災ボランティアの養成

「防災ボランティア活動推進計画」(平成16年3月1日施行)に基づき、災害発生時にボランティア・センターにおいて、ボランティアの活動をコーディネートできる防災ボランティア・リーダーを養成し、登録する。

(3) 救護装備の充実

市町に配備している災害救援車の更新に対して、購入費の3分の1(限度額70万円)を助成する。

(4) 救護訓練

広域相互支援体制を確立するため実施する、第3ブロック(東海・北陸8県)支部合同災害救護訓練に参加するほか、県及び金沢市消防局等が実施する防災訓練に、救護班要員、防災ボランティア、地元の奉仕団員等を積極的に参加させ、非常事態での対応能力を身につけるとともに、他の防災関係機関との連携を深める。

支部事務局災害対策本部運用訓練においては、北陸3県支部と合同で実施し、隣県支部との連携、知識・情報の共有を図る。

(5) 救援物資等の備蓄と配付

毛布・緊急セット等の救援物資を支部及び各地区・分区で備蓄し、災害発生の際、次の基準により被災者に配付する。また、昨年の能登半島における地震や大雨災害などを踏まえ、各地区・分区の備蓄体制を強化する。

配 布 対 象	物 資	配 布 基 準
住宅が半焼・半壊・床上浸水等以上の被害を受けた世帯及び避難所に避難した世帯	毛 布 または タオルケット	1 人 に 1 枚 (冬季は1人に2枚)
災害により孤立した世帯、又は避難所等に避難を要する世帯	緊 急 セ ッ ト	1 世 帯 に 1 セ ッ ト
避難所に、集団で多人数が数日にわたって避難を要する世帯	安 眠 セ ッ ト	1 人 に 1 セ ッ ト

(6) 義援金受付窓口の開設

国内外を問わず大規模な災害が発生したときは、県民から寄託される義援金を受け付けるため、支部及び各地区・分区に「義援金受付窓口」を開設する。また、12月には、「NHK 海外たすけあい」キャンペーンを展開し、広く県民に対し海外救援事業に係る募金への協力を呼びかける。

(7) 一般救護の実施

公共団体の要請に基づき、大規模なイベント等の会場に、救護看護師、奉仕団員等を派遣し、傷病者等に対する救護を行う。

(8) 「ACTION ! 防災・減災」の更なる推進

ボランティアや地域住民、企業、団体と連携して、地域の特性に応じた防災セミナーや子どもや外国人を対象とした楽しみながら学べる防災・減災イベント等を企画・運営することで、県民の防災意識の向上に努める。

(9) 赤十字看護師（救護員）の養成

救護員となる看護師を養成するため、日本赤十字豊田看護大学や石川県立看護大学のほか金城大学の看護学生に対し奨学金を支給する。

奨学金支給看護大学生（予定）

	1年生	2年生	3年生	4年生	計
豊田看護大学	0	0	0	0	0
県立看護大学	2	0	0	0	2
金城大学	0	1	1	2	4
計	2	1	1	2	6

2 救急法・健康生活支援講習等の普及

県民が人命を尊び、健康で安全な生活を送ることができるよう、赤十字救急法（AED講習含む）や赤十字健康生活支援講習等の講習会を実施する。

また、多くの方が気軽に受講できるよう、短時間で学ぶことができる子ども、高齢者、その家族や地域住民を対象とした「フレイル予防」「避難生活と支援」、「子どもの心肺蘇生法」などを実施する。なお、自宅等でも受講ができる「オンライン救急法講習」「オンライン幼児安全法講習」も引き続き開催する。

(1) 各種講習会の開催（支部主催）

ア 救急法

- 基礎講習 (4時間) 6回
- 救急員養成講習 (13時間) 5回

イ 健康生活支援講習

- 支援員養成講習 (10時間) 2回
- 短期講習（フレイルの予防）(90分) 1回
- 短期講習（認知症の予防と対応）(90分) 1回
- 短期講習（高齢者の避難生活と支援）(90分) 1回

ウ 幼児安全法

- 支援員養成講習 (14時間) 2回
- 短期講習（子どもの心肺蘇生法）(90分) 1回
- 短期講習（子どもの避難生活と支援）(90分) 1回
- 短期講習（子どもの応急手当）(2時間) 1回

エ 水上安全法

- 救助員I養成講習 (21時間) 1回

オ オンライン講習

- 救急法 (45分) 4回
- 幼児安全法 (1時間) 4回

(2) 指導員の派遣

地域奉仕団や各種団体が実施する講習会に、指導員を派遣する。

延べ人員 約 700 名

(3) 指導員の研修

救急法・健康生活支援講習等指導員の知識・技術の向上と指導体制の強化を図るために、指導員に対する研修を行う。

(4) 指導員の養成

救急法講習の更なる普及拡大を図るため、「赤十字救急法講習指導員養成講習会」を開催する。

(5) 講習普及重点ターゲットの設定

令和6年度は、地震、大雨による災害に見舞われ、大きな被害を受けた。今後も起こりうる大規模災害に備えて自助共助の考えを学ぶ健康生活支援講習の拡充に取り組んでいく。

また、観光客の増加に伴い、外国人や観光関連団体を対象として、英語や中国語などにも対応した一次救命処置の講習を展開していく。

自宅やオフィス等でも簡単に受講できる「オンライン講習」も継続して開催し講習の普及に努める。

(6) 各種イベントにおける救急法等講習事業の PR

広く県民に対し救急法等の知識・技術の普及を図るため、各自治体やスポーツ団体等が主催する啓発イベントに日赤ブースを出展し、心肺蘇生や AED 等の体験を通して来場者に講習事業を PR する。

健康生活支援講習拡充につなげるために、シニア世代の体力測定などを行い、フレイルや認知症予防の必要性などイベントを通して体験してもらう。

3 赤十字奉仕団活動の推進

赤十字奉仕団は、住民の身近なところで赤十字の人道・博愛の精神のもとに、赤十字の使命とする人道的な諸活動を実践しようとする人々が集まって結成された日本赤十字社における奉仕者組織であり、能登半島地震の被災地において様々な活動を行うなど、赤十字事業の推進に重要な役割を果たしている。

赤十字奉仕団には、市町の地域ごとに組織されている「地域赤十字奉仕団」、特殊な技術を活かして社会に奉仕する「特殊赤十字奉仕団」、勤労青年や学生により結成された「青年赤十字奉仕団」がある。

少子・高齢化など社会環境が大きく変化する中で、赤十字奉仕団の果たす役割はますます大きくなっています。奉仕団相互の連絡調整機関である「赤十字奉仕団石川県支部委員会」を中心として奉仕団活動の活性化を図る。

(1) 地域赤十字奉仕団の活性化と結成の促進

県内 81 の地区・分区（うち金沢市 62 分区）のうち、47 地区・分区（うち金沢市 33 分区）において地域奉仕団が 51 団結成されている（令和 6 年 12 月現在）、奉仕団員が地域のニーズを把握し、地区・分区と連携を図りながら活動していく体制の整備とともに、未設置の地域における結成への土壌づくりに努める。

(2) 赤十字ボランティアの研修

奉仕団活動の充実強化を図るために、地域格差を解消するための「赤十字ボランティア出前研修」や、各種イベント会場における救護ボランティアを養成する「救護ボランティア研修」を引き続き開催するとともに、従来からの、赤十字ボランティアとしての意識を高めるための「赤十字ボランティア基礎研修会」や、次代のリーダーを養成する「赤十字ボランティア・リーダーシップ研修会」を開催し、地域に根付いた奉団活動の更なる活性化や奉仕団相互の緊密化を図ることとする。また、各種研修会における指導者を養成するため、本社が開催する「赤十字ボランティア・リーダー研修」や「赤十字奉仕団支部指導講師研修」に奉仕団員を派遣する。

(3) 特別奉仕団の育成

特殊赤十字奉仕団 6 団及び青年赤十字奉仕団 3 団（令和 6 年 12 月現在）が、それぞれの特性に応じた活動を行っているが、実働可能な団員を育成するための研修会を開催するとともに、特殊奉仕団に対し活動資金を助成して活動の推進を図る。

(4) ボランティア活動のネットワーク化

各奉仕団が情報の交換により、活動のより一層の充実・拡大を図るとともに、災害発生時などに奉仕団相互の連携が円滑に行えるよう、共同イベントの開催、研修会等における交流、機関紙の発行などによりネットワークの形成に努める。

(5) チャリティーバザーの実施

平成 11 年度から、毎年 5 月の「赤十字運動月間」のキャンペーンの一環として、地域内の奉仕団が共同で行っているチャリティーバザーを引き続き実施する。

(6) 『ACTION ! 無病息災プロジェクト』の更なる推進

支部では令和 4 年度から、地域住民の健康増進を目的とした事業『ACTION ! 無病息災プロジェクト』を実施している。令和 4 年 4 月からかほく市奉仕団、令和 5 年 4 月からは鶴来ふれあい奉仕団が、遊休農地を活用した野菜づくりや、ノルディック・ウォーキング教室の開催などに取り組んでいる。令和 7 年度はこのような活動をさらに推進するため野菜づくり活動へ助成金を出すなど、地域住民の健康増進に努める。

4 青少年赤十字活動の推進

青少年赤十字（JRC）は、子どもたちが赤十字の精神に基づき、世界の平和と人類の福祉に貢献できるよう、日常生活の中での実践活動を通じて、いのちと健康を大切に、地域社会や世界のために奉仕し、世界の人々との友好親善の精神を育成することを目的として、さまざまな活動を教育現場で展開するものである。

これらの活動を実践するうえで掲げている「気づき、考え、実行する」という態度目標は、学習指導要領の総則にある「特色ある教育活動の展開」「課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の育成」、また、道徳教育の「主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きる」に結びつくものである。

次世代を担う子どもたちが、青少年赤十字の理念を理解し、人道的活動を実践するためには、教育現場における活動の普及啓発を図る。

(1) 青少年赤十字（JRC）活動の活性化

県内の JRC 加盟校は 182 校（加盟率 50.8%）であり、JRC 活動を積極的に行って いる学校がある一方で、JRC 活動にほぼ取り組んでいない学校や加盟認識が希薄で ある学校も見受けられる。

令和 6 年度は、5 年ぶりに 2 泊 3 日のリーダーシップ・トレーニング・センターを開催し、子どもたちへ JRC 活動体験の場を提供することができた。来年度も、引き 続き学校の活動に JRC を取り入れていただけるよう担当指導者との情報交換を行う ことで JRC 活動の活性化に努める。

(2) 指導体制の強化と活動内容の充実

青少年赤十字活動の普及促進を図るためにには、活動内容を十分理解し、意欲をもつて指導に当たる教師を多く養成する必要があるので、講習や研修により、指導者の増 強に努める。

また、指導者の高齢化が進む中、新たな指導者を確保するため、青少年赤十字経験 のある教師を訪問するなどし、協力を求め働きかける。

(3) リーダーシップ・トレーニング・センターの充実

児童・生徒の主体性や考える力の育成は教育現場でも求められており、リーダーシッ プ・トレーニング・センター（以下、トレセン）は、赤十字の基本原則や救急法の実 習などを通じて人道的な価値観を身につけるほか、先を見越した行動を主体的にとる 「先見」の意識付けやリーダーシップの取り方などを学ぶものである。

トレセン参加者や指導者に意義のある研修であると感じていただくため、ひいては、 学校からのトレセン参加が継続していくよう、内容の充実に努める。

(4) 国際理解・親善事業の実施

青少年赤十字活動の実践目標の一つである「国際理解・親善」の一環として、本社 主催の国際交流事業（隔年開催）を活用し、世界の平和と人類の福祉に貢献できる心 と実践力を持った児童・生徒の育成に寄与する。

ア 本社が招聘する海外メンバーを当支部に受入れ、県内 JRC メンバーとの国際 交流集会を開催し、相互理解と親睦を図る。

イ 海外メンバーを県内の JRC 加盟校へ派遣し、より多くの児童・生徒に国際交 流の機会を提供する。

ウ 県内JRC指導者及びメンバーを本社主催の国際交流集会に派遣し、紛争、貧困、衛生等、アジア各国から参加するメンバーが直面する問題について意見交換し、更なる国際理解・親善を深める機会を提供する。

(5) 「児童・生徒のためのBLS短期プログラム」の実施

国内における更なる救命率の向上に寄与することを目的として、学校の児童・生徒に対する心肺蘇生教育を積極的に行う。

(6) 防災教育の推進

令和6年能登半島地震災害により防災意識が高まっている地域においては、防災セミナーや災害救護活動の講演を求めて応じ実施する。また、防災デイキャンプなどの防災教室を開催し、防災・減災をゲーム感覚で楽しみながら学ぶ場の提供を行う。さらに、引き続き、災害からいのちと健康、安全を守ることを目的とした青少年赤十字防災教育プログラム「まもるいのち ひろめるぼうさい」と、支部オリジナル防災まちがいさがし〇×クイズと合わせた「ぼうさいまちがいさがし“きけんはっけん！”」（未就学児向け教材）の教育現場での普及を図る。

5 赤十字国際活動の推進

日本赤十字社は、赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟との緊密な連携のもとに、紛争犠牲者や災害被災者等の救援のため、物資や資金の援助及び救護要員の派遣を行っている。

令和5年10月7日以降、イスラエルとガザでの武力衝突が激化して以来、現地の人道状況が日に日に深刻度を増している。特に女性、子ども、高齢者、けがや病気を抱えた民間人が苦しい状況にあり、一刻も早い人道状況の改善を必要としている。

また、ウクライナにおいても未だ続く戦闘により、一般市民の命は危険にさらされ、インフラや経済は混乱し、避難民を受け入れる地域でも、医療体制のひっ迫や食料安全保障の状況悪化などが報告され、紛争が中長期化すると共に人道支援のニーズは高まり続けている。

日本赤十字社は国際赤十字・赤新月社連盟、赤十字国際委員会、および各国赤十字・赤新月社が実施する救援活動を支援している。

さらに、アジア・大洋州地域を中心とした開発途上国の赤十字社に対して、保健衛生、

災害対策などの専門技術者の派遣や資金援助により、現地赤十字社と協力して災害、保健、食糧、貧困、教育などの問題解決に取り組んできた。

こうした日本赤十字社の国際赤十字に対する貢献は、世界 191 の国と地域に広がる「赤十字・赤新月社」の中で高く評価されている。

支部では、社資及び「ウクライナ人道危機救援金」、「イスラエル・ガザ人道危機救援金」、「NHK 海外たすけあい」募金など県民から寄託された救援金により、本社が行う国際活動を支援するとともに、第 3 ブロック支部共同事業として、引き続き、下記のとおり資金協力をを行う。

- ① レバノンプライマリーヘルスケアセンター・スケールアップ事業及び医療技術支援事業
- ② アジア・大洋州給水・衛生キット支援事業
- ③ 南部アフリカ地域感染症対策事業

加えて、令和 3 年 10 月に長崎県から高校生平和大使を招いて七尾市の能登演劇堂で開催された「愛と平和の祭典 2021in NANO」をきっかけとして始めた、愛と平和のワンコイン募金を引き続き行い、国内外で苦しんでいる人びとを救う国際支援活動や災害救護活動、青少年赤十字活動等に活用する。

6 赤十字思想の普及と会員・活動資金（社資）の増強

日本赤十字社の事業の進展を期するうえで、組織の根幹である会員の増強と活動資金の確保は、もっとも基本的かつ重要な課題である。

このため、多くの県民の理解と共感を得て赤十字活動への自発的な参加を促進するとともに、活動資金の増強につなげるため、5 月の赤十字運動月間に集中的な広報・募集活動を行うほか、年間を通して赤十字の活動情報を積極的に提供する。

（1）赤十字運動月間における広報活動

5 月の「赤十字運動月間」キャンペーン期間中は、日本赤十字社がマスメディアの協力を得て、全国的に赤十字に関連するイベント等が実施される。支部においても各種広報活動を通して赤十字の理解者を増やし、新たな支援につなげるよう努める。

- ア 広報誌「赤十字いしかわ」の発行
- イ テレビ CM・ラジオ CM による活動資金への協力呼びかけ
- ウ 金沢駅鼓門にてレッドライトアッププロジェクトの実施

- エ 金沢駅もてなしドーム内にてタペストリーの掲出
- オ 地域で開催される活動資金募集説明会等における募集協力者への周知
- カ 地区分区の広報誌、ホームページ、CATV による活動資金への協力呼びかけ
- キ 地区分区における懸垂幕の掲示
- ク 支部及び地区分区配備の災害救援車にマグネットシートを貼り付け、月間を広報

(2) 年間を通じた広報・企画

広報誌やホームページ、SNS 等の広報媒体を活用し、支部が行う事業や活動を積極的かつタイムリーに発信し広く浸透させることにより、赤十字への更なる支援体制の強化を図る。

また、イベント等に参加し、赤十字の事業や活動を知っていただく機会を設け、赤十字への興味と関心を広げ、赤十字への理解促進につなげるよう努める。

- ① 支部広報誌、ホームページ、SNS 等による広報
 - ア 春と秋に発行する支部広報誌「赤十字いしかわ」、本社が発行する「赤十字 NEWS」及び「Cross com-BOOK（クロスコムブック）」により、会員や活動資金協力者など広く県民に対し、赤十字の活動や資金の使途についての情報を提供する。
 - イ 支部ホームページ、Facebook、Twitter、YouTube に加え Instagram も活用し、様々な世代への有益なコンテンツ配信を拡大するとともに、日々の活動を速やかに発信する。
- ② マスコミを活用した赤十字活動の情報発信
- ③ 県の女性県政バスによる支部への視察見学の実施

(3) 赤十字活動資金（社資）の募集

地区分区の職員、町内会等の役員、奉仕団員等のご協力による地域に根差した活動資金の募集を基盤として、個々の利便性、ニーズに配慮した活動資金の募集方法を強化し、新たな協力者の確保に努める。また、社会貢献活動に取り組む企業・団体とのパートナーシップ事業を推進する。

- ① 個人を対象とした募集
 - ア 地区分区、町内会、地域奉仕団等の協力による戸別訪問による活動資金募集
 - イ 口座振替、クレジットカード決済等による活動資金協力の案内
 - ウ 過去協力者・有功会会員へのダイレクトメールによる活動資金協力の依頼

エ ゆうちょ銀行振込用紙を赤十字いしかわ秋号に添付し活動資金協力を勧奨
オ 遺贈・相続財産の寄付勧奨

- (ア) 地方銀行及び信託銀行との連携
- (イ) 税理士会、司法書士会、弁護士会との連携

② 法人を対象とした募集

- ア 県内法人へのダイレクトメールによる活動資金協力の依頼
- イ 活動資金協力法人に対するCSRのPRへの寄与
 - (ア) 活動資金協力法人を支部ホームページに掲載
 - (イ) 支部ホームページにおけるバナー掲載、法人会員プレートの提供
- ウ 赤十字寄付金付自動販売機設置の拡充

(4) 企業との協働活動の取り組み強化

近年、社会的存在としての企業価値を高めるべく、社会（地域）貢献活動を経営戦略の一つに位置付ける企業が規模の大小を問わず増加している。支部では、企業の社会（地域）貢献活動の受け皿となる取組を提案し、「ACTION！4プロジェクト」等の多様な形態での赤十字と企業の継続的なパートナーシップの構築・強化に努める。

また、広く企業の赤十字活動への参画を呼びかけるため、マスメディアや企業・支部ホームページによる協働事業の紹介を行う。

さらには、令和2年度に締結したツェーゲン金沢、及び令和3年度に締結した北國銀行ハンドボール部「Honey Bee(ハニービー)」とのパートナーシップ協定に基づき、日本赤十字社応援試合の実施や活動資金の確保にも努める。

(5) 石川県日赤紹綏有功会による支援強化

赤十字事業の推進のための安定的な基盤づくりを進めるため、有功章受章者に有功会への加入を勧奨するとともに、魅力ある有功会活動を通じて会員の増強に努める。

また、赤十字活動資金の協力を積極的に呼びかけ、支部に対する支援強化を図るとともに、会員の赤十字への支援に対する意識の高揚を促す。

II 医療事業

高齢化社会が進む中、病院経営を取り巻く環境は非常に厳しい状況が続いているが、国では社会保障費の伸びを抑制しつつも、国民が安心して医療を受けられる医療制度を実現するため2年毎に診療報酬改定を行ない医療機関等の誘導を行っており、各医療施設においては、制度の変更に対し的確な対応を行うことが重要な課題となっている。

当院においては、令和5年8月に令和4年度の診療報酬改定で新たに設けられた「紹介受診重点医療機関」の指定を受け、令和5年12月から、その運用を始めたところである。しかし、1月に発生した能登半島地震への対応により、本格的な運用は本年4月からとなつたが、積極的な紹介患者の受け入れとともに、かかりつけ医への逆紹介を推進するほか、救急患者の受け入れ強化や、それに伴う手術件数の増加を図り、入院患者数や診療単価の向上を目指してきたところである。

これらの目標達成に向け、全職員が尽力した結果、11月末時点では、紹介患者数や救急車搬送件数の増加に加え、外科や整形外科での手術件数が増加したことでの入院患者も増加し、これら全ての項目でコロナ禍前の令和元年度実績を上回るペースで推移しており、医業収益は大きく改善すると見込んでいる。

一方、医業費用においては、働き方改革や処遇改善等による人件費の増加に加え、物価高騰による材料費の増加や不安定な世界情勢に伴う光熱費の増加などが重なり、収益面は改善したものとの支出の増加が経営状況を悪化させることとなっている。

このような状況の中、令和6年度の診療報酬改定は、当院のような中規模急性期病院にとって非常に厳しい内容となっており、県内においても当院と同様な規模・機能を持つ病院の中には、急性期1から急性期2への変更を余儀なくされ、診療報酬を削減されるケースが散見されており、当院では急性期1を堅守するため「紹介受診重点医療機関」としての機能をより明確に打ち出し強化を図ることで、これまでの取り組みを更に強固なものとし、より重症度の高い患者獲得に尽力するとともに、コスト削減についても重要課題として捉え、全職員が一丸となり経営改善に向け努力を続けていきたいと考えている。

1 経営基盤の強化

(1) 医療スタッフの充実

① 医師の確保

主要診療科（内科、外科、整形外科）の医師獲得に向けた取り組みの強化

② 適正な人員配置による医療体制の強化

看護師、コメディカル（理学療法士・作業療法士等）の確保

③ 基幹型臨床研修病院としての体制強化による研修医の確保（2名）

(2) 病床機能の分化と連携強化の継続

① 紹介患者に重点をおいた外来機能の明確化及び入院機能の強化

② 紹介割合、逆紹介割合の向上（地域の医療機関や介護施設との連携強化）

③ 地域包括ケア病棟及び回復期リハビリテーション病棟の効率的な運用促進

(3) 経費削減対策

① 赤十字グループのベンチマークシステム及び委託業者（SPD 業務）による共同

購入システムを活用した医薬品・診療材料等の価格削減

② 近隣病院との情報交換による経費削減

(4) 診療機能の向上等

① 手術件数の増加を目的とした手術室の環境整備

② 精度の向上及び時間短縮を目的とした各種検査装置の更新

2 安全・安心な医療提供体制及び人材育成の推進

- ・各種研修会等の積極的活用による、医療安全の確保と職員の能力向上
- ・医師・看護師等の負担を軽減し、働きやすい職場環境の整備
- ・新人研修の充実による人材育成

3 地域に親しみやすい病院づくり

- ・健康講座及び地域に出向いての市民公開講座の実施
- ・地元商店街主催のイベント等への積極的参加
- ・積極的なボランティアの受け入れ
- ・院内環境整備・患者サービス機能の向上

III 血 液 事 業

石川県赤十字血液センター（以下「石川センター」という。）の令和7年度血液事業の運営にあたっては、関係法令を遵守し、国、県、市町、医療関係者及び献血推進団体等との協力の下、東海北陸ブロック血液センター（以下「ブロックセンター」という。）や管内の地域センターと連携し、安全な血液製剤の安定供給と献血者の確保を着実に推進するとともに、効率的かつ信頼性の高い事業運営に努めるものとする。

令和6年1月1日に発災した能登半島地震により、現在も特に能登方面において移動採血車の運行が困難な地域があります。しかしながら国、県、市町、医療関係及び献血推進団体等の各関係団体の迅速な支援により、今年度は前年度並みの献血者を確保することができました。令和7年度については、急速に進む少子高齢化に対応すべく若年層献血をより一層強化し、安定した将来の献血基盤の構築を図ります。地域医療に欠かせない存在としてその役割を果たし、県民の生命と健康を守るための活動を推進してまいります。

1 安全な血液製剤の安定供給

(1) 需給管理の充実

- ① 医療機関との連携や情報共有の充実に努め、血液製剤の需給予測の精度向上を図るとともに、需要に応じた適切な採血を推進する。
- ② 医療現場のニーズに対応できる質の高い需給管理を行うため、職員の情報・識共有の仕組みづくりや教育を推進する。

(2) 安全性の確保

血液製剤を保管する冷凍・冷蔵設備や運搬車両等設備機器の適切かつ確実な管理運用に努め、故障・緊急時の対応や安全運行等に関する教育訓練を徹底し、常に安全で高品質な血液製剤を供給する。

(3) 血液製剤の適正使用の推進

石川県合同輸血療法委員会の活動や石川センターでの研修を通じて、医療機関への情報提供や技術指導の充実に努め、適正使用の一層の推進を図る。

(4) 災害時等における体制の充実

- ① 今後も起こりうる自然災害、緊急事態に対し迅速な対応を可能とするため、東海北陸ブロックにおいて危機管理ガイドライン等に基づき、東海北陸ブロックセンター石川製造所や富山、福井両地域センターと連携し、北陸における安全・安心な輸血医療圏の構築や避難してくる輸血を必要とする患者の受け入れ体制を整備する。また、石川県内の防災組織、日本赤十字社石川県支部、金沢赤十字病院等と連携し緊急時の対応に備える。
- ② 新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、医療需要に応じた血液製剤の安定供給を図るため、安全・安心な献血環境の保持と献血者への感染防止を図るとともに、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける体制を整備する。

2 献血者の安定的確保

(1) 普及啓発活動

- ① 新規キャンペーンの創設や既存キャンペーンの内容見直し等に積極的に取り組み、効果的かつ効率的な普及啓発活動を展開する。
- ② 若年層に対し、献血に関心を持ってもらえるよう情報誌等印刷物の発行に努め若年層献血者増加に繋げる。
- ③ ホームページやSNSの活用を図り、求められる情報がリアルタイムで簡便かつ正確に閲覧できるよう、管理の徹底や内容の充実に努める。
- ④ 献血に積極的に参加・協力する企業等である献血サポーターの周知を図り、参加企業等の増加に努める。
- ⑤ 近年需要が増加している血漿分画製剤について、献血から得られた血液を原料とすることや、多くの疾患の治療に欠かすことができないことを普及啓発資料等で周知する。

(2) 若年層献血者確保対策

- ① 小学生を対象とした献血ふれあい事業や中学生の職場体験事業を積極的に実施する。
- ② 高校生や大学生を対象とした献血セミナーの内容充実に努め、県や教育委員会に積極的に働きかけるなどにより、年間47回以上の開催を目指す。
- ③ 医療や福祉を目指す高校、看護学校、専門学校を対象に、授業の中で血液事業の見学・研修を取り入れてもらえるよう努める。

- ④ 移動採血の渉外活動において、事業主や献血担当者に対し若年層献血者確保の重要性を丁寧に説明し、協力を求め、若年層従業員への呼びかけ拡大、強化に努める。
- ⑤ 若年層のニーズにあった献血記念品の選定や若年層向けキャンペーンの充実、強化を図るなど、若年層の感性にマッチした広報活動の実施に積極的に取り組む。
- ⑥ 石川県学生献血推進委員会への協力や支援を通じて、同委員会が取り組む若年層献血推進活動の一層の活性化を促進する。
- ⑦ 大学・短大の教職員と学生による石川県学生献血推進連絡会と連携し、ボランティア学生の支援を強化する。
- ⑧ ブロックセンターや管内地域センターと情報・意見交換を行い、有効な若年層対策の実現に努める。
- ⑨ 数値目標として年間 2,391 人以上の 10 代献血者の確保を目指すとともに、20 代、30 代についても前年度を上回る献血者数確保に努める。

(3) 献血登録者の拡充

- ① 献血 Web 会員サービス（愛称名「ラブラッド」。以下「ラブラッド」という。）による複数回献血の協力促進及び必要な時における献血者の確保のため、「ラブラッド」への登録者の勧誘に努め、新規会員数 4,000 人を目指す。
- ② ラブラッドの公式アプリを新たにリリースして献血可能年齢未満や献血未経験者の若年層を主な対象としたスマートフォンアプリによる会員サービス「プレ会員」への登録を推進します。
- ③ HLA 型の登録者を募集し、高品質な血小板製剤の供給に努める。
- ④ Rh (-) の血液型の献血者の登録者募集に努める。

(4) 献血者の安全確保

- ① 献血時におけるインフォームドコンセントを徹底し、献血者の健康状態に十分配慮した採血に努める。
- ② VVR 等採血副作用の予防に細心の注意を払うとともに、副作用が発生した場合の措置について教育訓練を徹底する。
- ③ 採血担当職員の日本輸血・細胞治療学会が認定する「アフェレーシスナース（成分採血認定看護師）」の認定取得に積極的に取り組む。

(5) 献血者への健康管理サービス

低ヘモグロビン等により献血できなかった献血申込者への栄養士による健康相談を実施し、献血不適格者への健康指導に努める。

(6) 災害時における献血の確保

- ① 出張所、移動採血車の展開。災害発生地域においても、出張所や移動採血車を迅速に展開し、献血募集を開始する。
- ② 緊急献血キャンペーンの実施。緊急献血キャンペーンを実施し、血液供給を促進する。その際、マスメディアやSNSを活用して、有用性を広く周知する。
- ③ 事前の血液確保。常時、十分な血液在庫の確保に努める。また、他の地域からの補助や輸送体制をシミュレーションし整えておく。
- ④ 医療機関との連携強化。献血組織と医療機関で災害発生時の血液需要や供給状況を共有し、協力して効果的な対応を行う。

3 効率的な事業運営

(1) 400mL 献血の推進

医療機関の需要に応えるとともに、効率的な血液事業を推進するため、全血献血は400mLを基本として全血献血に占める比率が96.2%以上となるよう努める。

(2) 移動採血1稼働あたりの採血効率の向上

移動採血の計画、実施にあたっては、配車先事業所への渉外活動やライオンズクラブ等献血協力団体との協力体制の強化等により、1稼働あたりの採血数を増やし、必要な血液量を確保するとともに稼働数の削減を図る。

(3) 献血ルームの事業改善

- ① 献血ルームの全血献血の向上に取り組むとともに、血液製剤の需給状況を踏まえた適切な成分献血者確保に努める。
- ② 移動採血車を含め「ラブラッド」を活用した予約献血を推進し、献血者の利便向上と献血者の安定確保に努める。

(4) 成分献血の効率化

- ① 血小板成分献血にあたっては、分割血小板採取の比率向上を図り、採取率 59.6% 以上を目指し血小板製剤の安定確保に努める。
- ② 循環血液量に応じた最大限の血漿確保を推進し、血漿成分献血における 1 本あたりの平均採取血漿量は 565.4mL 以上、血小板（血小板 + 血漿）採血における 1 本あたりの平均原料血漿採取量は、分割製造用 167.7mL、非分割製造用 296.0mL 以上を目指す。

(5) 供給体制の効率化

- ① 臨時配送便を削減するための医療機関との協議を進め、定期便率の向上を図る。
- ② 輸血用血液製剤発注時における過誤発生防止、利便性の向上のために一層の Web 発注率向上を図る。

4 持続可能な血液事業（事業の活性化）の推進

(1) 人材育成・人事交流

職員の血液事業本部への研修派遣、ブロックセンターとの職員交流及び統一的な研修体制の整備に努め、職員の能力向上を促進する。

(2) 研修教育機能の充実

ブロックセンター石川製造所と連携し、血液事業全体を研修できる血液センターとして、研修医や保健学科学生、看護学生、高校生を積極的に受け入れ、血液事業の新しい担い手や安全な輸血医療の担い手を引き続き確保・拡充する。

(3) 経営改善の取組と事業運営の活性化

血液事業特別会計の継続的な財政運営を図るため、職員一丸となって「カイゼン」活動に積極的に取り組むとともに、事業評価結果に基づき事業の質的向上及び事業の効率化を推進し、事業運営の活性化を図る。

5 造血幹細胞事業の推進

石川県や県内ボランティア組織（はとの会）と連携して、骨髄バンク登録の支援に努め、登録者の増加を図る。



ハートマン

日本赤十字社公式マスコットキャラクター

日本赤十字社の使命

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。